

令和3年10月31日
執行

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

選員会
県委
城理
茨管

茨城県第5区

なにより命 政権交代で新しい政治を



飯田みやこ
日本共産党

コロナ対策を拡充

- 無料でPCR検査・医療拡充
- 病院・保健所スタッフ拡充
- まともな補償・給付金支給

くらし応援

- 非正規から正規雇用に
- 介護・福祉職員の待遇改善
- 学費半額・入学金廃止
- 消費税5%に
- 米買い入れで農家支援

ジェンダー平等

- 男女の賃金格差ただす
- 選択的夫婦別姓・同性婚実現

憲法9条守る

- 核兵器禁止条約の批准

飯田みやこ事務所 日立市石名坂町1525-21 電話 0294(53)8501

比例
代表は

日本共産党へ



県の産廃処分場建設に住民が15000筆の反対署名を提出。9月には水戸地裁に税金支出差止を求めて提訴し、原告弁護団の一員として裁判を開いています。環境破壊に税金のムダづかい。利権がらみの計画は中止させましょう。

● 気候危機
原発・石炭火力から撤退
中小企業の省エネ支援
脱炭素・農林業の振興
CO₂ 50%~60%削減
自然環境守れ
産廃処分場は中止



今すぐ廃炉に
原発ゼロでも
大丈夫

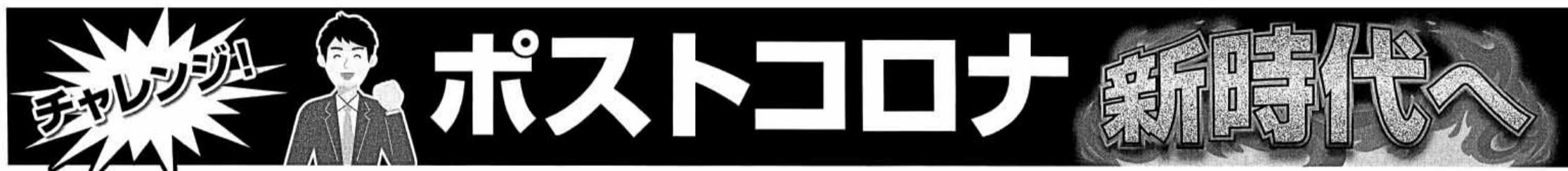
省エネ・再エネで雇用増
安全な廃炉作業には
数十年間仕事が続きます

こんちは。飯田みやこです。
金権腐敗、コロナ禍でも自己責任をおしつける自公
政治を変えるため、ふるさと日立から、国政に挑戦する
ことを決意しました。ご一緒に原発のない安心して
暮らせる茨城をつくりましょう。
あなたの一票を、茨城5区は飯田みやこ、比例
代表は日本共産党へよろしくお願ひします。

水戸地裁は避難計画の策定困難を理由に運転差止を認める判決を出しました。しかし日本原電は来年12月に再稼働させる構えです。半径30キロに94万人。避難は不可能。東海第2の再稼働を認めず、きつぱり廃炉を求めます。

プロフィール

- 1960年日立市生まれ ●弁護士 ●「八法亭みややっこ」の高座名で日本中に「憲法斬」を広げる。 ●再審布川事件弁護団、人権・労働・行政事件などにとりくむ。
- 日立市東町で「うぶすな法律事務所」開設。事件を通して人権の大切さを説く。



石川あきまさ
自由民主党公認

石川あきまさの主な実績

- ①高齢者施設だけでなく、デイサービスの職員を優先接種に追加
- ②地元企業・団体約3万人の職域接種を橋渡し
- ③非正規雇用の就職氷河期世代30万人を正社員化
- ④学生の在宅リモート学習用に50Gまで無償化

石川あきまさ 主な略歴

- 昭和47年9月18日生まれ(49歳)
- 家族 妻、子供4人
- 日立市立会瀬小学校卒業
- 日立市立助川中学校卒業
- 日立第一高等学校卒業
- 國學院大学大学院文学研究科修了
- 平成24年 衆議院議員初当選
- 平成26年 衆議院議員(2期目)
- 平成29年 衆議院議員(3期目)
- 自由民主党本部職員
- 経済産業・内閣府・復興大臣政務官
- 自民党総務会総務
- 経済産業委員会 委員
- 文部科学委員会 委員
- 原子力問題調査特別委員会 委員
- 科学技術・イノベーション推進特別委員会 理事
- 原子力規制に関する特別委員会 委員長代理



石川 昭政 検索

石川あきまさ が取り組む重点政策

「新型コロナウイルスに打ち克つ感染症対策」

- 国産ワクチンと経口治療薬の開発を強力に支援
- コロナ治療に効果が高い抗体カクテル療法を臨時施設や在宅にも拡大

「日本経済のV字回復へ、積極財政で徹底支援」

- 中小企業を事業規模に応じた給付金で徹底支援
- 生活困窮者、学生、非正規雇用、子育て世代へ給付金で支援
- 一極集中から地方分散型社会への集中投資

「経済安全保障の強化で、日本の先端技術を守る」

- ワクチンや治療薬など、国民生活に直結する医薬品の国内生産を強化
- 大学や研究機関が開発した先端技術の海外流出を防止

「子供たちに世界に通用する教育を」

- どこに住んでいても世界に通用する最先端の教育が受けられる教育環境を整備

「命の源である食料安全保障を強化」

- 国産の食糧自給率を高め、農林水産品の価格安定と農業所得の増大
- 中山間地、規模に応じた生産基盤の強化
- 林業の成長産業化

「成長と分配の好循環による分厚い中間層の復活を」

- 医療、介護、保育分野の所得向上
- 所得向上を促進する企業を税制で支援

「わが国の領土・領海・領空を護り抜く強固な防衛体制」

- わが国の平和と安定を維持するため、機動的な防衛体制を整備します
- 自衛隊員の待遇改善に取り組む

茨城県第5選挙区
北茨城市・高萩市・日立市・東海村

衆議院議員総選挙

投票日 10月31日(日)

- 投票日の当日、仕事や旅行などで、投票に行けない方は、期日前投票制度をご利用ください。
- 期日前投票は、10月20日(水)から10月30日(土)までの間、お住まいの市町村の役場などで投票することができます。(詳しくは、お住まいの市町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。)
- 投票所にお越しの際は、マスクの着用、周囲の方との距離の確保にご協力を願いします。

だから、私は投票する。



茨城県選挙管理委員会